

高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務

(2) 事業の目的

本事業は、高知龍馬空港の施設整備に関し、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して、最も適格と判断される設計者を選定し、高知龍馬空港の施設整備の基本設計及び実施設計業務を行おうとするものです。

(3) 事業内容

高知龍馬空港の施設整備に伴う基本設計及び実施設計

※詳細は別途「高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務説明書」に定めます。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和6年8月31日まで

2 見積限度額

138,182千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定するために「高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

別途定める審査要領の審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行います。企画提案者（以下「参加者」という。）から提出された参加申込書に示された業務実績等の書面審査及び、企画提案書の内容をプレゼンテーションとヒアリングにより審査して、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

なお、参加者が6者以上の場合は、一次審査として、参加申込書で示された実績等の書面審査により上位5者を選定し、二次審査として、選定された参加者から提出された企画提案書の内容をプレゼンテーションとヒアリングにより審査します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後に、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などについて協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と県が交渉を行うこととなります。

5 資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、単独事業者または共同企業体（JV）とし、参加者の資格要件は次のとおりです。ただし、1つの事業者が複数の企画提案に参加することはできません。

なお、参加者が資格要件を満たさなくなったときは、その時点で失格とします。

(1) 単独事業者に関する要件

ア 高知県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。

エ 高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号）に基づく指名停止等の措置の対象となっていないものであること。

オ 本社及び支社、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

カ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

キ 日本国内で2003年（平成15年）以降に竣工した建築物のうち、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨造で延床面積が2,000㎡以上の空港旅客ターミナルビルの新築・増築・改築の設計業務を完了した実績があること。

なお、協力事務所としての実績は不可とする。

ク 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行い、5年以上継続して業務を行っていること。

ケ 令和5年度高知県測量建設コンサルタント等入札参加資格（建築関係建設コンサルタント業務「建築一般」）を有すること。

コ 総括責任者は、一級建築士の資格を有する者であること。

サ 本業務に関し、5の（1）のキの実績をもつ一級建築士の資格を有する主任技術者（意匠担当）を専任として配置できること。

シ このプロポーザル方式及びその後の委託契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。

ス 協力事務所（参加者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）を加えることは可とするが、その協力事務所が本業務の他の参加者として参加申し込みをしていないこと。

(2) 共同企業体（JV）に関する要件

ア 5の（1）のア及びサの要件については、共同企業体の代表者又は構成員のいずれかが満たしていること。

イ 5の（1）のキ及びコの要件については、共同企業体の代表者が満たしていること。

ウ 5の（1）のイからカ、クからケ、シからスまでの要件については、共同企業体の代表者及びすべての構成員が満たしていること。

エ 共同企業体の代表者となるものが、企画提案書締切日までに共同企業体を構成する場合は、参加申込書提出時に、予定している構成員を明示すること。

6 説明会

行いません。

7 質疑と回答

(1) 提出書類、提出方法

質疑は、別紙様式1により、持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAX、電子メールの場合は、電話により着信を確認してください。

(2) 質疑と回答

質疑と回答の内容は高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課ホームページに掲載します。

(3) 提出期限

令和5年12月19日（火）午後5時まで

(4) 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課（担当 中村、岡本）

電話 088 (823) 9734 FAX 088 (823) 9526

E-mail 070301@ken.pref.kochi.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

(1) 提出書類、様式及び提出部数等

別途「高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル参加申込書作成要領」に定めます。

(2) 参加申込

ア 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和5年12月25日（月）午後5時まで（必着）

ウ 提出先

高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課（担当 中村、岡本）

電話 088 (823) 9734

E-mail 070301@ken.pref.kochi.lg.jp

(3) 資格要件の確認

高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課において、参加者から提出のあった参加申込書と関係書類に基づいて資格要件を確認し、その結果を令和5年12月27日（水）までに参加者へ電子メールにて通知します。

参加者が6者以上の場合は、一次審査結果も併せて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及びその理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途「高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に定めます。

10 審査の方法等

別途「高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル審査要領」に定めます。

11 審査結果

審査結果は、令和6年1月下旬（予定）までに全ての参加者に通知します（参加者が6者以上の場合に実施する一次審査結果は令和5年12月27日（水））。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110000013.htm>

12 日程

令和5年12月14日（木）	募集開始
令和5年12月19日（火）	質疑提出締切
令和5年12月25日（月）	参加申込書提出締切
令和5年12月27日（水）	参加資格確認結果通知及び一次審査結果通知 （※一次審査結果通知は参加者6者以上により実施した場合のみ）
令和6年1月17日（水）	企画提案書の提出締切
令和6年1月下旬予定	審査委員会・審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での当該業務における使用に限る。）することがあります。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなります。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となるため、参加者は提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式2により提出してください。

開示・非開示の判断は、別紙様式2により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

<http://www.reikisyuutou.pref.kochi.lg.jp/reiki/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110000013.htm>

- (4) 契約者以外の提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

14 問い合わせ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課（担当 中村、岡本）

電話 088 (823) 9734 FAX 088 (823) 9526

E-mail 070301@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 提案書提出後に辞退する場合は、辞退の理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) やむを得ない事情等により日程等の変更が生じる場合には、別途通知します。
- (5) 本事業は、令和5年度高知県一般会計補正予算による事業であり、高知県議会12月定例会において、予算が議決されないときは、プロポーザルの実施を中止し、選定等に関する審査は行わないものとします。

高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務のプロポーザルに関する質疑書

令和 年 月 日

所在地
事業者名
担当者名
電話番号
F A X
E-mail

質疑内容

※できるだけ簡潔に記載し、質問が複数となる場合には、質問ごとに番号をふること。

提出期限：令和 5 年 12 月 19 日（火）午後 5 時まで

提出先：高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課（担当 中村、岡本）

電話 088 (823) 9734 FAX 088 (823) 9526

E-mail 070301@ken.pref.kochi.lg.jp

メール件名：【高知龍馬空港施設基本・実施設計委託業務】質疑書

高知県知事 瀧田 省司 様

所在地
事業者名
代表者名

印

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類 (書類の頁・箇所等)	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。